

## 医療機能情報提供制度の定期報告についてのお願い

標記の報告制度について、対象の医療機関は毎年1回、定期報告を実施いただく必要がございます。

昨年12月下旬に、当課から定期報告についてご案内し、多くの医療機関からご報告いただいたところですが、一部の医療機関からは、まだ報告をいただけておりません。

については、医療機関の対応状況ごとに、ご対応いただきたい事項を以下の1～3のとおり整理しました。また、ご注意ください点も記載しております。

現在も、令和7年度定期報告の提出を受け付けております。未報告の医療機関においては、本書を確認のうえ速やかに報告を実施いただきますよう、お願いいたします。

### 1 報告済み

報告を実施いただき、ありがとうございました。

今年度の定期報告について、追加でご対応いただくことはございません。来年度以降も引き続き、ご協力をお願いいたします。

#### 【報告した内容の修正等が必要な場合】

定期報告で報告した内容について修正が必要な場合は、その都度、「随時報告」により変更内容をご報告ください。

随時報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて実施可能です。G-MIS をご利用になれない場合は、所在市町村を所管する保健所へご相談ください（他の方法をご案内します）。

※県公式ホームページに G-MIS 操作マニュアルを掲載しております。G-MIS における各種操作方法はマニュアルにてご確認ください。

- ・医療機能情報提供制度

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4222.html>

### 2 未報告

報告を実施していない場合は、**速やかに報告を行ってください。**

報告状況の確認方法は以下のとおりです。

## ○医療情報等支援システム（G-MIS）における報告状況の確認方法

手順① G-MIS へログイン

② 「G-MIS」を選択

③ ホーム画面の下方にある緑色ボタン「医療機能情報提供制度」を押下

④ パターン A：開いた画面の中央にある「定期報告」ボタンが青色

→定期報告が**未了**【速やかに報告を実施してください】

<参考> ボタンの下にある「報告状況」表の「報告状況」欄でも確認できます。

「2025 年度\_定期報告」行の「報告状況」の表示により対応が異なります。

a. 「確認完了済」…定期報告が完了した状態

b. 「報告済」…県の確認処理待ちの状態

c. 「**報告中**」…報告作業が途中の状態

d. 「**未報告**」…報告作業に着手していない状態

対応不要

速やかに報告

パターン B：「定期報告」ボタンがグレーアウトしていて押下できない

→定期報告が完了した状態【対応不要】

<補足> これまでに定期報告を一度も行ったことのない医療機関は、「定期報告」ボタ

ンがグレーアウトして押下できず、「**新規報告**」ボタンが青色になっています。

「新規報告」が「定期報告」の代わりとなりますので、「新規報告」ボタンを押下して報告を実施してください。

## ○G-MIS 以外の方法で報告する医療機関について

G-MIS ではなく、紙や Excel ファイルの調査票で報告を実施する医療機関についても、未報告の場合は速やかに報告を実施してください。

報告状況の確認に係るお問い合わせ、また、紙又は Excel ファイルの調査票がご入用の場合は、所在市町村を所管する保健所にご連絡ください。

## 3 報告の期限

**令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで ※期限厳守**

### ○G-MIS での報告の場合

報告状況を「報告済」にしてください。

### ○紙または電子ファイルでの報告の場合

調査票を管轄の保健所へ提出してください。

## 【その他注意事項】

### (1) 全項目入力した状態での「報告」ボタンの押し忘れ (G-MIS)

※重要

全項目を入力したのちに、画面右上にある「報告」ボタンを押下しないと、報告状況が「報告中」から「報告済」になりません（＝県に報告が届かない）。

全項目を入力報告したと認識していたにも関わらず、報告状況が「報告中」のままである場合は、上記のとおり最後の「報告」ボタンが押されていない可能性があります。

この「報告」ボタンの押し忘れが非常に多く見受けられます。

改めて G-MIS にログインいただき、報告状況をご確認ください。

### < 「報告」ボタン G-MIS 操作マニュアルの該当ページ >

- ・医療機能情報提供制度

定期報告 G-MIS 操作マニュアル P.36

- ・かかりつけ医機能報告制度

【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル (G-MIS 操作編) P.29

ご不明な点やお問い合わせは、岐阜県医療整備課医事係、または、所在市町村を所管する保健所へご連絡ください。(連絡先は本書 P.1 の県公式ホームページをご覧ください。)